

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料6-2-5
提出年月日	令和5年7月20日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 (SAT101 r.9.0)	1.1-5	当社記載ルールに基づく記載の適正化  (旧) 重大事故等対処設備のほか、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備※を選定する。 (新) 重大事故等対処設備の他に、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備※を選定する。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 (SAT101 r.9.0)	1.1-8～12, 24, 25, 46, 47	記載の適正化 他の審査項目(技能)と記載統一  各対応手段の設備の記載にて、流路として使用する設備として「非常用取水設備」、注水先の設備として「原子炉容器」を追記し適正化した。  また、第1.1.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順及び添付資料1.1.1 審査基準、基準規則と対処設備との対応表についても同様に修正した。	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 (SAT101 r.9.0)	1.1-20, 21, 57	記載の適正化  ほう酸水の注水対象を示す表現を下記の通り適正化した。  【修正例(下線部参照)】 (旧) 発電用原子炉へほう酸水注入 (新) 原子炉容器へほう酸水注入	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 (SAT101 r.9.0)	1.1-30	第1.1.3表 「審査基準」における要求事項ごとの給電対象設備 記載の適正化  計装用電源の給電元母線を技術的能力1.14(添付資料1.14.15)に記載している技術的能力1.15の給電経路と整合を図った。	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 (SAT101 r.9.0)	1.1-32～38, 40～42	記載の適正化  概要図の凡例の表記を見直し(縦一列の表記から横スペースも活用した表記へ見直すことにより、概要図全体の見やすさの改善を図った)	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 (SAT101 r.9.0)	1.1-33	概要図 第1.1.2図(2/2) 脱字修正  操作対象機器における注記の記載が抜けていたため、追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 (SAT101 r.9.0)	1.1-40, 42	概要図 第1.1.7図, 第1.1.9図 脱字修正 ほう酸水注入の概要図に「B-ほう酸タンク」の記載が抜けていたため、追記した。 第1.1.7図は「② <sup>※</sup> 」も追記した。	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 (SAT101 r.9.0)	1.1-44~49	記載の適正化 添付資料番号のうち枝番号の附番方法について、女川2号炉及び大飯3/4号炉の審査実績を踏まえて各審査項目と統一を図った。	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 (SAT101 r.9.0)	1.1-47	添付資料1.1.1 審査基準, 基準規則と対処設備との対応表について誤記訂正 対応手段「ほう酸水注入」の備考欄の記載を下記の通り適正化した。(下線部参照)  (旧) 自主対策設備とする理由は本文参照 (新) 自主対策とする理由は本文参照	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 (SAT101 r.9.0)	1.1-53, 55	添付資料1.1.5-(2) 誤記訂正 (下線部参照)  (旧) ①中央制御室から周辺補機棟T.P.17.8m制御棒駆動装置用電源セット制御盤室へ移動する。 (新) ①中央制御室から周辺補機棟T.P.17.8m制御棒駆動装置用電源制御盤室へ移動する。	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 (SAT101 r.9.0)	1.1-54	添付資料1.1.6-(1) 誤記訂正 (下線部参照)  (旧) 操作性：通常行う制御棒駆動装置用電源出力遮断器開放操作と同じであり、容易に操作可能である。 (新) 操作性：通常行う遮断器操作と同じであり、容易に操作可能である。	